

## 来年度の入園児を募集します

# 平成28年度保育園入園 申し込みのご案内

保育の認定申請および保育施設利用申込受付を次の要領で行います。申請書に必要事項を記入の上、期限までに提出してください。

### 保育園とは

0歳から小学校に入学するまでの乳幼児を持つ保護者の就労や、病気のために、昼間乳幼児の保育をすることができないとき、保護者に代わって保育するところです。

### 入園できる児童

- ① 保護者や家庭が次のいずれかの事情に該当する場合です。
  - ① 就労 家庭内外で日常の家事以外の仕事をする場合。
  - ② 妊娠中であるか出産後間もない場合
  - ③ 保護者の病気 病気、けが、または心身に障がいがある場合。
  - ④ 病人の看護 同居の親族（長期入院などをしてる親族を含む）を常

時看護している場合。

### ⑤ 災害復旧

家庭が火災、風水害、地震などの災害を受け、その復旧に当たっている場合。

### ⑥ 父母が求職中

原則3カ月となります。長期間の求職になる場合は、ハローワークなどの公的な証明が必要です。

### ⑦ 学生など

学校などに在学中もしくは職業訓練を受けている人。

### ⑧ 虐待・DV

児童虐待を行っている恐れがあること。配偶者からの暴力により、保育が困難であると認められること。

### ⑨ 育児休業

育児休業中で、育児休業に係る子ども以外の保育が引き続き必要であると認められること。

### 利用者負担額の納入

町では口座振替納入を勧めています。

口座振替は、毎月25日（金融機関などが休みの場合は翌営業日）ですので、前日までに残高を確認してください。

口座振替依頼書は町民環境課および宮原振興局総務振興課、町内の保育施設、町内の金融機関にありますので、記入後金融機関に提出してください。

### 在園児の手続き

現在、保育園に入園中で、来年も継続して入園を希望される場合は「現況届兼施設利用申込書」の提出が必要です。申込書は保育園経由または郵送でお届けします。

### 年度途中の入園申し込み

年度途中の認定申請および利用申し込みについては、随時受け付けを行っていますが、原則として、申し込み順で認定および利用決定をします。

そのほか、利用に関することについて詳しくご相談されたい場合は、お問い合わせ先までご連絡ください。



### 【お問い合わせ先】

町民環境課 町民環境係  
☎ 52・5851（直通）

### ◎ 町内の保育施設

◎ 公立 常葉保育所  
☎ 62・2232

### ○ 私立

ダーナ保育園

☎ 62・2010

月乃輪保育園

☎ 52・1568

東光保育園

☎ 52・1823

宮原慈光保育園

☎ 62・4435

吉野保育園

☎ 62・4130

ひかわ保育園（小規模保育事業所）

☎ 62・4151

### 保育時間の認定

両親の就労時間の状況などで、保育時間の認定を受けます。

### ◆ 保育標準時間

（保育時間が最長で1日11時間）

両親の就労時間が月120時間以上、妊娠・出産、災害復旧、虐待・DVなど

### ◆ 保育短時間

（保育時間が最長で1日8時間）

両親の就労時間が月120時間未満、求職活動中、育児休業中など

### 受付期間・受付場所

#### ◆ 受付期間

12月1日（火）～28日（月）

#### ◆ 受付場所

- ・ 町民環境課
- ・ 宮原振興局総務振興課
- ・ 町内保育園

### 申請書の備え付けと提出先

水川町役場町民環境課、宮原振興局総務振興課、ダーナ保育園、月乃輪保育園、東光保育園、吉野保育園、宮原慈光保育園、常葉保育所

### 必要書類

- ① 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書 両面を記入ください。児童1人につき1枚です。
- ② 障害者手帳の写し、診断書 本人、同居者が障がい者、保護者の病気などで利用希望の場合。
- ③ 雇用（雇用予定）証明書 新規に利用を申請される人と、転職などで本年度と状況が変わった人が必要になりますので、申請時に一緒にご提出ください。
- ④ 課税台帳記載事項証明書 新規に利用を申し込まれる人で、平成27年1月2日以降に転入された人は保育料の決定のために必要です。

※②③④は1世帯につき1組必要です。

### 結果の通知

申し込みをいただいてからすぐに、各保育園との入園調整を行いますので、保育園利用の決定については平成28年2月中に保護者あてに通知します。なお、町外保育園を希望されている場合は、保育園所在の市町村との協議になりますので、どうしても町内保育園よ

### 予防接種費用の一部を助成します

## 高齢者用肺炎球菌ワクチン 予防接種のご案内

水川町では次の人を対象に、高齢者用肺炎球菌予防接種費用の一部助成を行っています。

対象の人には平成27年4月1日に通知してありますので、かかりつけ医にご予約の上、接種をお勧めします。

### ◆ 接種対象者

過去に1度もこのワクチンを受けたことがない人で、次のいずれかに該当する人

- ① 平成28年3月31日までに、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳に到達する人。
- ② 60歳以上65歳未満の人で、心臓・腎臓・呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を持つ人、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある人（医師の指示がある人のみ、障害者手帳1級相当の人）

### ◆ 接種期間

※年齢は接種当日が基準です。平成28年3月31日（木）まで

### ◆ 自己負担金

2450円

※水川町・八代市以外の市町村で接種される場合は自己負担金が異なります。詳しくは医療機関へお尋ねください。

### ◆ 接種場所

かかりつけの医療機関（水川町・八代市・宇城市以外の医療機関で接種の場合、健康福祉課または宮原振興局総務振興課で、事前の申し込みが必要です）。

### ◆ 接種当日の持参品

予診票（医療機関に備え付け）、自己負担金、保険証や運転免許証などの住所・氏名・生年月日が確認できるもの。

### 市町村が実施した「ヒトパピローマウイルスワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン」の接種を平成25年3月31日までに受けた人へ

平成25年3月31日までに市町村の助成により、ヒトパピローマウイルスワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンのいずれかを接種した人のうち、接種後に何らかの症状が生じ、医療機関を受診した人は、接種との関連性が認定されると、医療費・医療手当が支給される場合があります。お心当たりのある人は具体的な請求方法などについてお問い合わせください。

### 【お問い合わせ先】

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 救済制度相談窓口 ☎0120-149-931（フリーダイヤル）  
※上記がご利用になれない場合は03-3506-9411（有料）にお問い合わせください。



### 利用者負担額（保育料）の算定方法

保護者の前年分の住民税所得割額で8月分までの負担額を決定し、9月以降は当年分の住民税所得割額で負担額を決定します。

きょうだい同時に2人以上入園される場合は、2人目は半額、3人目は無料になります。公立保育所、私立保育園共に利用者負担額の算定方法は同じです。